

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	実施方針	意見交換	意見									本事業において運営企業となる公益財団法人岡崎市学校給食協会様の意見も重要であると考えます。各チームに2～3回程度 岡崎市教育員会様も同席の中で、提案についての意見交換の場をいただけませんか。	給食協会との対面对話の機会を設けることを予定しています。詳細については募集要項をご参照ください。
2	実施方針	食事内容の充実	質問	1	第1	1	(4)	ア				地場産物等を活用とありますが、どのような食材を使用予定でしょうか、また、当日、前日など納品微日についてどのようにお考えでしょうか、ご教示ねがいます。	地場産物の食材は、なす、もやし、葉ネギ、ホウレンソウ、キャベツ、大根、ニンジン、味噌、大豆等になります。納品については、募集要項等公表時参考資料をご参照ください。
3	実施方針	食事内容の充実	質問	1	第1	1	(4)	ア				手作り献立とありますが、どのようなメニューを想定されておりますでしょうか、ご教示ねがいます。	募集要項公表時参考資料をご参照ください。
4	実施方針	食事内容の充実	質問	1	第1	1	(4)	ア				食事内容の充実～児童生徒の実態をふまえた適切な栄養摂取や地場産物を取り入れた学校給食の提供～とありますが、今回の事業は運営が無いため、この部分の提案は必要ないと考えてよいですか？	運營業務は含まれませんが、維持管理期間を通じたこれらに関する協力については事業者提案によるものとします。
5	実施方針	食事内容の充実	質問	1	第1	1	(4)	ア				本事業の基本コンセプトに、「食事内容の充実」とありますが、「献立作成・栄養管理業務」は市の業務範囲であり、食事内容に関する提案は事業者に求められていないという認識でよろしいでしょうか。求められる場合は、提案書の作成段階で市にヒアリングする機会を設けていただけないでしょうか。	前段について、No.4の回答をご参照ください。後段について、選定プロセスにおける質疑や対面对話等でご質問ください。
6	実施方針	食事内容の充実	意見	1	第1	1	(4)	ア				地場産物の活用や手作り献立を増やします。とありますが、本事業では運營業務は別途委託となっております。入札公告時には、具体的に何食・手作り献立はどのメニューを想定するかなど、運營業務と提案内容に乖離がないよう詳細までご提示をお願いできませんでしょうか。	募集要項公表時参考資料をご参照ください。
7	実施方針	衛生管理の徹底と効率的な施設運営	質問	2	第1	1	(4)	イ				調理場の温度・湿度につきまして貴市が課題としている点について、不具合事例など具体的な課題を示していただけないでしょうか。	学校衛生管理基準で求められる温度25℃以下、湿度80％以下の維持や結露の発生防止を具体的な課題と考えています。
8	実施方針	食物アレルギー対応食の提供	質問	2	第1	1	(4)	ウ				新センターでの提供食数、また既存センターへの提供食数も合わせましてご教示ねがいます。	既存センターへの具体的な提供食数の想定はありませんが、全体として最大 120 食程度を想定しています。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
9	実施方針	食の情報発信	意見	2	第1	1	(4)	エ				食育施設としての提案につきまして、運營業務が本事業では別途となることから、希望される設備などを具体的にお示しいただけませんでしょうか。	要求水準書に規定するもの以外は事業者提案によるものとします。 具体的な食育内容については、優先交渉権者決定後、協議の上決定します。
10	実施方針	災害対応	質問	2	第1	1	(4)	オ				避難場所として整備とありますが地域住民を想定した場合どれくらいの人数を検討されていますか。	会議室の収容人数程度を想定しています。 なお、給食センターへの付加的な機能となるため、過大なものを期待するものではありません。
11	実施方針	災害対応	意見	2	第1	1	(4)	オ				大規模災害時に、簡易な食事の提供を想定されておりますが、調理する場所・提供時の提供方法(パック提供・食缶配送など)など想定内容を具体的に教えていただけませんかでしょうか。	屋外での調理を想定しています。具体的な提供方法等は事業者提案を踏まえ、協議の上決定します。
12	実施方針	施設整備業務の範囲	質問	3	第1	1	(5)	エ	(ア)			調理設備調達業務、調理備品調達業務、食器・食缶調達業務などの記載がありませんが、施設整備業務の範囲に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	市が別途委託する業務	質問	4	第1	1	(5)	オ	(イ)			市が別途委託する業務の内、PFI事業者の参加は可能でしょうか。	調理業務等は給食協会への委託を前提としますが、「e 配送及び回収業務」及び「j 配送車両調達・維持管理業務」については、入札要件を満たす事業者であれば可能です。
14	実施方針	給食調理業務	質問	4	第1	1	(5)	オ	(イ)	c		「給食調理業務」は給食協会の業務範囲とありますが、食事内容の充実に関して、事業者に求められる範囲をご教示ください。また提案書の作成段階で給食協会にヒアリングする機会を設けていただけないでしょうか。	前段についてはNo.4の回答をご参照ください。 後段についてはNo.1の回答をご参照ください。
15	実施方針	事業者の収入	質問	4	第1	1	(5)	キ	(ア)			「・・・施設整備に係る対価のうち一定の額について、市は、給食センターの引渡し後に一括で事業者に支払う」とありますが、具体的な金額や割合(施設整備費×●%等)をご教示願います。	現時点では、交付金及び交付金裏分を除いた施設整備費の75%を支払うことを想定しています。 具体的な内容は募集要項等公表時の事業契約書(案)をご参照ください。
16	実施方針	事業者の収入	質問	4	第1	1	(5)	キ	(イ)			一括払いの額を控除した額については割賦払いとあるが、控除額は施設整備費の何%を想定しているでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
17	実施方針	事業者の収入	質問	4	第1	1	(5)	キ	(イ)			平成30年度の税制改正により、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されていることを踏まえ、「割賦払い」に係る消費税及び地方消費税については、給食センターの引渡し後に、一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	事業者の収入	質問	4	第1	1	(5)	キ	(ウ)			「維持管理に係る対価は、年4回に分けて支払う」とありますが、「開業準備に係る対価」については、維持管理に係る対価の第1回の支払時に全額支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 具体的な内容は募集要項等公表時の事業契約書(案)をご参照ください。
19	実施方針	事業者の収入	質問	4	第1	1	(5)	キ	(エ)			対価の内、変動料金は具体的にはどのような項目を指していますでしょうか。	基本的には固定料金になるものと想定していますが、事業者の提案によるものとします。
20	実施方針	事業者の収入	質問	4	第1	1	(5)	キ	(エ)			変動料金は提供食数に基づいて算出するという理解でよろしいでしょうか。その場合、維持管理に係る対価は、基本的に提供食数で変動しないため、全額、固定料金としていただけないでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
21	実施方針	効果等の評価	質問	5	第1	2	(2)					「事業者からの税収その他の収入等」とありますが、「その他の収入等」とは具体的にどのような収入が該当するのかご教示ください。	国からの交付金等です。
22	実施方針	選定結果の公表	質問	5	第1	2	(3)					客観的な評価の結果～とありますが、審査基準や審査員や配点は事前に開示されますか。	募集要項等公表時にお示しします。
23	実施方針	敷地に関する各種法規制等	質問	7	第2	1						電気の引込みなどについて記載がありませんでした。電気の引込みにつきましてお示しいただけませんかでしょうか。	電気の引き込みについて具体的な規定はありません。 供給事業者と協議の上、ご提案ください。
24	実施方針	ガス	質問	7	第2	1	(10)					ガスの敷設につきまして、過去の実績より中圧管の敷設が必要と思われます。低圧管について記載がありましたが、中圧管につきまして敷設状況をお示しいただけませんかでしょうか。	現時点では、中圧管は筒針町下荒子付近までは敷設されていることを確認しています。 具体的な敷設状況等は供給事業者にご確認ください。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
25	実施方針	献立方式	質問	7	第2	2	(2)					「給食:3献立制」とありますが、1献立ごとの食数をご教授して頂けないでしょうか。	募集要項等公表時参考資料をご参照ください。
26	実施方針	献立方式	質問	7	第2	2	(2)	ア				「給食:3献立制」とございますが、献立の組み合わせなど具体例をお示しいただくことは可能でしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
27	実施方針	施設形態	質問	7	第2	2	(3)	ア				「原則、1場1棟とする」とありますが、配送車両車庫、屋根付きのごみ置き場、歩廊用の庇、設備の為に必要な建物を除くとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	食器・食缶等	質問	7	第2	2	(4)	ア				「食器は、PEN 樹脂製とし、3種類使用する。」とありますが、食器3種類のサイズと種別をご教授して頂けないでしょうか。	募集要項等公表時参考資料をご参照ください。
29	実施方針	食器・食缶等	質問	7	第2	2	(4)	ア				「食器は、PEN 樹脂製とし、3種類使用する。」とありますが、常時3種類使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	配送方式等	質問	8	第2	2	(5)	ア				「食器食缶混載配送方式を基本とする。」とありますが、食器用コンテナ、食缶用コンテナと別にするのではなく、1つのコンテナに食器と食缶を一緒に積載して配送する方式と考えてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針	事業者選定審査委員会の設置	質問	9	第3	2	(2)					応募企業と密接な関係の有無を確認する必要があり、令和3年4月20日に設置された選定審査委員会の委員を公表していただけないでしょうか。	募集要項で公表します。
32	実施方針	事業契約の締結	質問	12	第3	4	(9)					第3・5・(1)と合わせて記載事項を拝見しますと、SPCを構成しない提案も可能と読み取ることができます。SPCを設立する場合、SPC運営費を提案価格に計上する必要が生じ、SPCを設立しない提案と金額差が発生します。 価格点の採点方式は、どちらの場合の提案でも公正に採点されるようご配慮いただけないでしょうか。	SPCについては、価格評価において金額差が生じることは想定しておりますが、性能評価においてSPC設立を評価する項目を設ける等、金額差がSPC設立の提案を阻害することがないような評価の枠組みを検討しています。具体的には募集要項等公表時の審査基準書をご参照ください。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
33	実施方針	事業契約の締結	質問	12	第3	4	(9)					「特別目的会社又はコンソーシアムと事業契約を締結する」より、SPCの設立が必須では無いことが読み取れますが、p21「事業の継続に関する基本的考え方」に「SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする」内容について、SPCを設立しない場合のコンソーシアムの倒産隔離はどのようにお考えでしょうか。	ご指摘を踏まえ、実施方針を修正します。 SPCを設立しない場合は、コンソーシアム構成企業の倒産リスクに配慮した実施体制等をご提案ください。
34	実施方針	直接協定の締結	質問	12	第3	4	(9)	※				ダイレクトアグリーメントを採用する場合の、具体的な内容をお示しください。	事業者提案として、プロジェクトファイナンスを採用する場合に直接協定を締結することを想定しています。 詳細については融資を受ける金融機関にご確認ください。
35	実施方針	応募者の構成と定義	質問	12	第3	5	(1)					SPCを設立する 場合と SPC を設立しない場合とありますが、以下質問と意見 でございます。 ①SPC 設立費用、SPC 管理費用は事業予算に組み込まれておりますでしょうか。 ②SPC を設立しない場合、事業契約はどのようになりますでしょうか。連名で捺印する形で、貴市と各業務(設計、建設工事、維持管理)受託者が直接契約を締結するイメージでよろしいでしょうか。また、連帯した責任は負わない理解でよろしいでしょうか。 ③SPC の設立をした場合としない場合では評価はどのようなお考えでしょうか。 ④施設整備費の 割賦 払いがなく、運營業務もないので、SPCで資金調達をするメリットが少ないと考えます。SPC を設立しない場合、維持管理費用の支払い回数は民間から提案させて頂けないでしょうか。	以下のとおり回答します。 ①予算計上していません。あくまで民間の創意工夫により費用捻出できた場合にSPC設立をご提案いただく想定です。 ②前段及び後段についてご理解のとおりです。 ③No.32の回答をご参照ください。 ④維持管理費用の支払い回数は原案のとおりとします。
36	実施方針	応募者の構成と定義	質問	12	第3	5	(1)					実施方針の1頁において、本事業は「PFI法に基づく事業として実施することを予定している」とありますが、PFI事業においてSPCを設立しない提案が認められている理由をご教示ください。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)では、SPC設立の規定はありません。
37	実施方針	複数応募の禁止	質問	13	第3	5	(4)					他の応募グループに構成員及び協力企業として複数応募の禁止が定められていますが、他の応募グループに属していると思われる企業の機械などは提案可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	実施方針	個別の参加資格要件	質問	15	第3	6	(2)					厨房設備企業や設備企業について、個別参加を希望しますが、構成員及び協力企業として参加できるように「その他企業」としての要件をお示しいただけませんか。	個別の参加資格要件を求めている企業については、共通の参加資格要件のみ満足することで、構成員又は協力企業として参画可能です。
39	実施方針	個別の参加資格要件	意見	15	第3	6	(2)					個別参加要件として、厨房設備企業や設備企業の参加要件が記載されておりませんが、他市事例のように「その他企業」として参加を認めていただけませんか。	No.38の回答をご参照ください。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
40	実施方針	設計業務を行う者	質問	15	第3	6	(2)	ア	(ウ)			平成23年以降のドライシステム云々とありますが、実施設計における設計実績で、食数●●●以上等の条件はございますでしょうか。	ございません。
41	実施方針	建設業務を行う者	質問	16	第3	6	(2)	ウ				土木工事を請け負う企業が建設業務を行う場合に、個別の参加資格要件に該当しない「その他企業」として、構成員又は協力企業として参加することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 No.38の回答も併せてご参照ください。
42	実施方針	建設業務を行う者	質問	16	第3	6	(2)	ウ	(ウ)			「ただし複数で参加する場合は、主たる企業以外の企業の総合評定値が900点以上であること」とありますが、岡崎市内に主たる営業所を有する者については「総合評定値」を岡崎市入札参加資格者名簿に記載されている岡崎市総合評定値と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	実施方針	建設業務を行う者	質問	16	第3	6	(2)	ウ	(エ) (オ)			「建設業務を実施する場合は・・・(エ)及び(オ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること」とありますが、(エ)給食施設等の施工実績と(オ)公共施設の施工実績はそれぞれ別の実績と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	実施方針	建設業務を行う者	質問	16	第3	6	(2)	ウ	(エ)			平成23年以降の云々とありますが健康増進法第103号に定める特定給食施設と在りますが、食数の条件はございますでしょうか。	ございません。
45	実施方針	SPCの設立等	意見	17	第3	7	(1)					SPCの設立には、数億のコスト負担がかかり、施設整備費や維持管理費がかかります。応募グループで考え方に差が出るため SPC を設立しない事で応募基準を統一されたと考えます。また SPC 経費は予算計上されていないと思われますので、設立することで統一する場合は計上願います。	原案のとおり、事業者の提案によるものとします。
46	実施方針	予想されるリスクと責任分担	質問	19	第4	1	(2)					別紙にある不可抗力リスクのうち保険でカバーできるものは具体的に何を想定しているか。 (雷・風水害(竜巻)・地震等保険料にかかわります。) 保険にについて1次的な保証は受けられるが2次的な保証については受けられない場合が多いが免責と考えて宜しいか。	事業者が提案する付保内容によってカバーされる対象は異なります。2次的な保証の取り扱い含め合理的な範囲で協議の上費用負担を決定します。 具体的には募集要項公表時の事業契約書(案)をご参照ください。
47	実施方針	財政上及び金融上の支援	質問	23	第7	2	(1)					学校施設環境改善交付金の交付手続き等に対して必要の協力が求められていますが、具体的な業務内容をご教示ください。	基本的には、交付手続きに必要な図面等の書類作成についてご協力いただくことを想定しています。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
48	実施方針	財政上及び金融上の支援	意見	23	第7	2	(1)					「市が想定する交付金が得られない場合は、その金額については施設整備費の対価から除き、・・事業期間を通じて平準化して支払う」とありますが、リスク分担表No.29記載の通り、交付金が得られないリスクは市の負担になると考えられることから、当該リスクの顕在化により発生する全ての増加費用（融資契約変更に係る諸費用・弁護士報酬、割賦利息など）は市の負担になることを明記してください。	ご理解のとおりです。 具体的には募集要項公表時の事業契約書（案）をご参照ください。
49	実施方針（別紙）	別紙 リスク分担表(案)	質問	(25)								光熱水費の記載がありませんが、市側の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	別紙 リスク分担表(案)	質問	(25)								食中毒が発生した場合は、凡そ運営のリスクと考えますが、リスク分担を明確にしてください。	基本的にはご理解のとおりです。具体的には募集要項等公表時の事業契約書（案）をご参照ください。
51	実施方針	別紙 リスク分担表(案) 政策転換リスク	質問	(25)	No. 1							「市の政策変更による」とありますが、当該事象の発生時期に関わらず、本事業に関して市の事由により変更・中断・中止等が発生した場合、市がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。（このリスク負担が適用される開始時期についてご教示ください。例）優先交渉権者の決定後、基本協定の締結後、仮契約の締結後、事業契約の締結後など）	事業契約締結後におけるリスクの取り扱いとお考え下さい。具体的には募集要項等公表時の事業契約書案をご参照ください。 なお、実施方針第8の3のとおり、参加に伴う費用は、すべて応募者の負担となります。
52	実施方針	別紙 リスク分担表(案) 第三者賠償リスク	質問	(25)	No. 12							「事業者が行う業務」とありますが、給食協会が実施する業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的には募集要項等公表時の事業契約書（案）をご参照ください。
53	実施方針（別紙）	別紙 リスク分担表(案) 物価変動リスク	質問	(25)	No. 21 22							「物価変動リスク」のリスク分担について、市・事業者どちらにも●の記載がありますが、市負担を想定されている条件をご教示いただけますでしょうか。	一定の基準値を超えた場合に市が負担することを想定しています。 具体的には募集要項等公表時の事業契約書（案）をご参照ください。
54	実施方針	別紙 リスク分担表(案) 物価変動リスク	意見	(25)	No. 21 22							建設期間中及び維持管理期間における物価変動につきまして、一定の範囲について基準日や算定方法につきまして詳細までお示しいただけませんでしょうか。	No.53の回答をご参照ください。
55	実施方針	別紙 リスク分担表(案)	質問	(25)	No. 38 39							建設リスク/用地リスク 38・39：土壌汚染及び地中障害は市の公表資料から合理的に予測できるものは市のリスクから除くという事ですが、「公表資料から合理的に予測できる」市の指標基準、予測範囲をお示し下さい。	具体的な指標基準や予測範囲はありませんが、例えば敷地全体にわたり埋設廃棄物が出土した場合等は市がリスクを負担します。 なお、具体的な取り扱いは内容に応じて協議の上取り扱いを決定します。

実施方針に係る質問・意見書に対する回答

No	資料名等	項目	質問・意見	該当箇所								質問	回答
				頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
56	実施方針	別紙 リスク分担表(案)	質問	(25)	No. 40 41							建設リスク_工事遅延・未完工リスク 40・41：市要求による設計変更により契約に定めるもの以外は遅延を認めない内容となっていますが、天災、事業反対派による妨害等、不可抗力が要因の場合、協議の上で工期変更可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 具体的には募集要項等公表時の事業契約書(案)をご参照ください。
57	実施方針 (別紙)	別紙 リスク分担表(案)	質問	(26)	※ 4							「維持管理段階における建物や調理設備に関する不具合等について、運営業務を担う給食協会に起因するものは除くものとする」とありますが、外構や建築設備等の今回の施設整備に該当する内容は建物に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。